

○総務省告示第三百三十一号

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）第二十八条第一項第二号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第五百二十八号（既発生未報告に係る簡易生命保険支払備金の計算方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和五年三月三十一日から施行する。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第二十八条第一項第二号に規定する総務大臣が定める方法は、次に掲げる額を平均する方法とする。ただし、通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるときは、一般に公正妥当と認められる会計基準及び適正な保険数理に基づく他の方法とすることができる。</p> <p>「一〇三 略」</p>	<p>独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第二十八条第一項第二号に規定する総務大臣が定める方法は、次に掲げる額を平均する方法とする。</p> <p>「一〇三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	